

第38回田原市男女共同参画推進懇話会書面開催次第

日時：令和2年7月6日

1 報告事項

(1) 市の取組 【資料1-1】【資料1-2】【資料1-3】【資料1-4】

(2) 令和2年度男女共同参画フェスティバルについて 【資料2】

配付資料

【名簿】

【資料1-1】男女共同参画推進事業について

【資料1-2】女性登用率の向上について

【資料1-3】田原市男女共同参画推進プランに基づく成果指標

【資料1-4】令和2年度市民提案型委託制度（テーマ提示型）

【資料2】令和2年度男女共同参画フェスティバルについて

【資料3-1】田原市男女共同参画推進懇話会規約

【資料3-2】田原市男女共同参画推進懇話会の概要

【資料4】会議資料に対するご意見・各委員の取組状況・意見

資料の説明

【名簿】

- ・今年度から役職等の変更で委員の交代がありました。備考欄に「新任」と記載しました。

【資料 1－1】男女共同参画推進事業について

- ・男女共同参画推進における令和元年度の事業実施状況と令和2年度の事業予定です。

【資料 1－2】女性登用率の向上について

- ・令和2年度の審議会等委員の女性比率は、25.97%で、昨年度より減少しています。市職員管理監督者の女性比率は、34.9%で、昨年度より減少しています。

【資料 1－3】田原市男女共同参画推進プランに基づく成果指標

- ・男女共同参画推進プランに基づく成果指標が項目ごとに示され、事業担当課より実績報告がされています。

【資料 1－4】令和2年度市民提案型委託制度（テーマ提示型）

- ・昨年度と同様に、男女共同参画の啓発をテーマに、市民の方から広くご提案いただきたく募集をしました。5月末現在で1件の応募がありました。

【資料 2】令和2年度男女共同参画フェスティバルについて

- ・本年度の男女共同参画フェスティバルは、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止とします。
4月初旬に、演劇の練習ができないことから、公演については中止を決定しました。そして、非常事態宣言の解除を待ちましたが、解除後も引き続き警戒をすることの方針からフェスティバルの中止を決定しました。
本年度の意識啓発は、フェスティバルではない、新たな生活様式に沿う方法で検討を行います。

【資料 3－1】田原市男女共同参画推進懇話会規約

- ・参考

【資料 3－2】田原市男女共同参画推進懇話会の概要

- ・参考

【資料 4】会議資料に対するご意見・各委員の取組状況

- ・この会議資料に対するご意見がございましたらご記入ください。
また、各委員の活動についての取組状況など、ご報告もあわせてお願いします。

第6期田原市男女共同参画推進懇話会委員名簿

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

【委員】

番号		氏名	所属団体・役職	備考
1	会長	森下 静子	女性会議ウイトWIT 代表	
2	副会長	川合 利法	愛知みなみ農業協同組合 人事課長	
3	委員	木戸 寛	一般社団法人田原青年会議所 委員	
4	委員	太田 としゑ	あかばねひらがなの会 会員	
5	委員	山本 五夫	田原市地域コミュニティ連合会 理事（福江コミュニティ協議会長）	新任
6	委員	中神 信明	J A愛知厚生連あつみの郷 所長	
7	委員	岩瀬 貴仁	社会福祉法人田原市社会福祉協議会 主任	
8	委員	籠橋 靖彦	渥美漁業協同組合 代表理事組合長	新任
9	委員	富田 光彦	田原市認定農業者連絡会 企画委員	新任
10	委員	上村 ひさ	渥美商工会女性部 部長	
11	委員	北野谷充香子	田原市商工会女性部 監事	
12	委員	大羽 耕一	渥美半島観光ビューロー 事務次長	新任
13	委員	内藤 喜久枝	田原市議会 議員	
14	委員	岡田 裕子	田原市更生保護女性会 会計	新任
15	委員	千賀 美幸	田原市農業委員会 委員	
16	委員	高崎 佐智江	田原市教育委員会 委員	新任
17	委員	森下 和美	行政相談委員	新任
18	委員	石川 恵史	田原市企画部長	
19	委員	清水 直美	公募者 ヒッポファミリークラブ	
20	委員	永田 みよ江	公募者 女性会ウイトWIT	

【オブザーバー】

氏名	所属団体・役職	備考
檜村 愛子	愛知大学文学部教授	

【事務局】

氏名	所属・役職	備考
大羽 浩和	企画部企画課長	
河口 圭子	企画部企画課 課長補佐兼係長	
下形 めぐみ	企画部企画課 主事補	

男女共同参画推進事業について

—令和元年度実施事業、令和2年度実施予定事業—

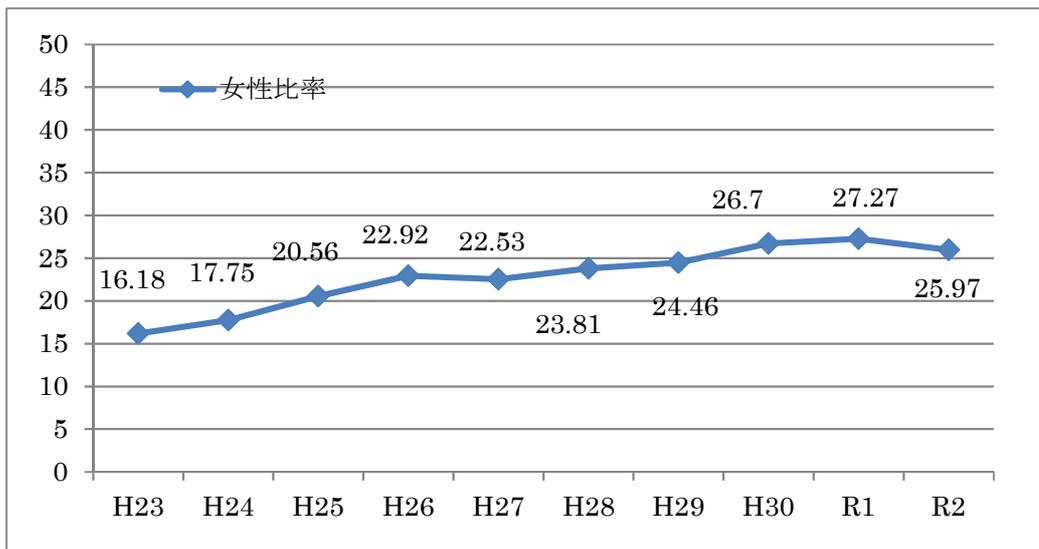
	令和元年度実施	令和2年度予定
推進体制の整備、計画の進行管理	○田原市男女共同参画推進懇話会 開催 推進プランの目標達成のため、委員の取組や市の取組を確認し、市全体の男女共同参画を推進 (第36回:5月15日、第37回:12月9日開催)	継続 (6月、12月、3月開催予定)
	○庁内ワーキング会議 開催 各事業担当課のプラン成果指標進捗状況の把握等 (6月、12月開催)	継続 (6月、12月、3月開催予定)
	○審議会等の女性登用促進 R1年度 27.27% (H31年4月)	継続 R2年度 25.97% (R2年4月)
啓発活動	○男女共同参画ニュース「Walk Together」 広報たはら8月1日号に男女共同参画に関する市民を掲載し、市民への意識啓発を行った。	継続 広報たはら8月1日号に掲載予定
	○男女共同参画フェスティバル開催 日時:令和元年8月25日(日) 場所:田原文化会館 テーマ:「ジェンダーバイアスを越えて～気づいてますか、日常でのすりこみ～」 内容:市民劇団「だもん de」による男女共同参画をテーマにした演劇公演「Ring(りん) Link(りん) 輪(りん) モリコギ少女と終わらない街」、パネル展示等	継続 中止
	○市民提案型委託事業(テーマ提示型) 啓発パンフレット作成、講座開催等の事業を公募 ⇒男女共同参画普及啓発事業 『2019ウイット3回連続講座「共生する社会に向けて～わたしからの発信、あなたからの発信」』	○市民提案型委託事業 啓発パンフレット作成、講座開催等の事業を公募
	○講座・研修会開催 市職員を対象に男女共同参画研修を実施 (市政ほーもん講座の申込無し)	○講座・研修会開催 市政ほーもん講座、 市職員向け研修の実施
	○シンボルマークの活用 作成したシンボルマークを誌面上やイベント等で啓発に活用	継続 
その他	○愛知県男女共同参画人材育成セミナー受講支援 受講生の交通費を支援(受講者1名)	継続 セミナー受講者なし

女性登用率の向上について

審議会等に男女がともに参画し、平等に意見が反映されるよう、各課所管の審議会等の委員登用にご配慮ください。委員選任はあて職によるところが多く、女性比率が低い会議が多くなっていますが、各課において女性の人材発掘、育成に努めてください。

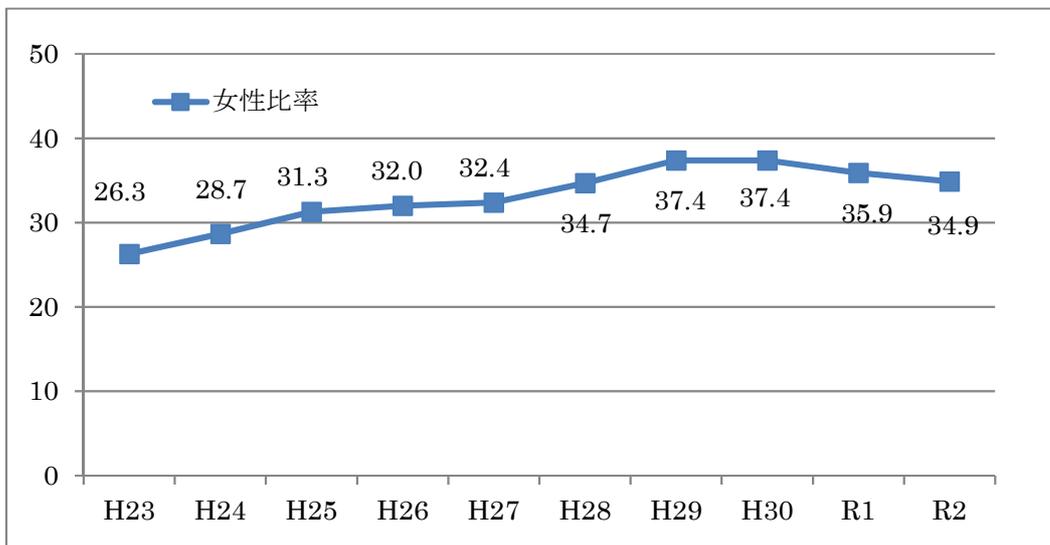
また、市職員の管理監督者への女性登用率は着実に上昇しています。女性職員の能力向上と並行して、男性管理職者の意識改革も必要です。引き続き、男女が共に能力を發揮できるよう、各課室での人材育成、職員の男女共同参画の意識付けにご協力ください。

■ 審議会等委員の女性比率推移<令和8年度目標：30.0%> (裏面参照)



※会議体により委員の総数、構成等が異なるため、数値のみで女性の参画度を測ることは必ずしも適当ではありません。

■ 市職員管理監督者の女性比率推移<令和8年度目標：35.0%>



田原市男女共同参画推進プランに基づく成果指標

資料1-3

重点目標	数値目標	単位	プラン改定時(H27)	現在(R1)	目標(R2)
1 意識 男女 づくり 人権 平等 の重	男女共同参画啓発イベント、研修会等の実施回数	回	2	2	3
	家庭相談等活动延べ件数(年間)	件	621	349	1,400
	要保護児童対策地域協議会実務者会議開催数(年間)	回	12	12	12
	学校・地域などの関係機関と連携した協議(実施回数)	回	2	2	2
2 誰も が参 画の まち づく	民生・児童委員の女性比率	%	45.7	46.6	50.0
	人権擁護委員の女性比率	%	50	50.0	50.0
	教育委員会委員の女性比率	人	2	2	2
	農業委員の女性比率	人	3	3	3
	県の開催する男女共同参画人材育成セミナー受講生	人	1	1	1
	男女共同参画講座の開催回数	回	0	1	1
	防災講習会等の参加者数	人	2,827	3,769	5,000
	環境審議会委員の女性比率	%	20	20.0	30.0
	NPO団体の女性会員比率	%	64.3	58.1	50.0
3 生涯 安心 の暮 らし づく り	乳がん検診受診率	%	24	13.6	25.0
	子宮がん検診受診率	%	23	13.1	25.0
	健康教育参加延人数	人	6,897	8,924	6,800
	乳幼児健診受診率	%	97	97.9	98.0
	母子健康手帳交付者数	人	513	366	480
	乳幼児、妊産婦相談者延人数	人	1,609	902	1,700
	新生児、乳幼児、妊産婦家庭訪問件数	件	1,314	1,214	1,350
	乳幼児予防接種率	%	83	92.2	95.0
	介護を必要としない高齢者の割合	%	86	85.9	85.5
	介護予防事業の参加者数	人	19,317	10,972	14,000
	地域包括支援センターへの相談件数	件	3,147	4,790	3,000
	介護講座開催回数	回	24	22	24
	高齢者生活支援サービス利用者数	人	10	12	10
	昼食サービス利用者数	食	9,635	14,604	10,000
	寝具乾燥サービス利用者数	人	4	5	4
	高齢者住宅を改修する費用の補助申請件数	件	77	54	80
	成年後見制度の利用支援相談件数	件	1	1	1
	障害者相談支援回数	回	107	-	-
	母子父子家庭相談指導件数(年間)	件	295	291	290
	母子父子家庭の自立支援事業給付件数(年間)	件	2	4	2
母子家庭等の生活支援員(ヘルパー)派遣実件数(年間)	件	0	0	0	
第4項 働き やすい 場 づく り	児童クラブ数	クラブ	12	11	12
	放課後子ども教室数	教室	7	7	7
	児童センター利用者数(年間)	人	29,246	19,732	30,000
	ファミリーサポートセンター依頼・援助件数(年間)	件	7	82	191
	入所園児数	人	1,617	1,608	1,656
	特別保育メニュー数	種	3	3	4
	地域子育て支援拠点事業延利用者数(年間)	組	8,158	18,011	8,500
	農家における新規家族経営協定締結戸数	戸	9	9	10
	野菜ソムリエ育成数	人	0	0	50
	男女共同参画フェスティバル参加団体数	数	21	32	35

令和2年度 市民提案型委託事業【テーマ提示型】

応募要領

この制度は、市が取り組むべき地域課題の解消に資する事業について、市民活動団体の柔軟な発想で提案していただき、提案者と市が委託契約を結んで実施することによるコストの縮減や、市民目線での事業展開による効果の広がりを図ることを目的としています。

1 募集するテーマ

【男女共同参画啓発事業】

(1) 事業内容

男女共同参画の意識を市民に広く啓発するための講座の企画及び開催やパンフレットの作成

《例》

- ・子どもや若者を対象とした男女共同参画に関する初級講座の開催
- ・あらゆる世代へ男女共同参画の意識を啓発する講座の開催
- ・地域活動へ女性の参画を促すためのパンフレットの作成
- ・防災分野での女性参画の仕組みを考えるワークショップの開催 等

(2) 事業費

13万円（上限）

2 対象となる事業

対象となる事業は、次のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 市が定めるテーマに合致している事業
- (2) 主に市内で実施される事業
- (3) 令和3年2月末までに完了する事業

3 対象とならない事業

対象となる事業であっても、以下のいずれかに該当する事業は対象としません。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する

公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (7) 他の制度の補助金等の交付を受ける事業
- (8) その他、田原市が対象として不適当と認められる事業

4 提案できる団体の要件

提案できる団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付(氏名・住所・電話番号を記載)
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 提案時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理が行われている又は行われる見込みがある団体

※提案団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体

5 提出書類

- (1) 市民提案型委託事業企画書(様式第1号)
- (2) 団体概要説明書(様式第2号)
- (3) 業務内訳書(様式第3号)
- (4) 定款、規約、会則その他これらに準ずるもの
- (5) 団体構成員の名簿(氏名・住所・電話番号を記載)
- (6) 団体収支決算書(直近のもの)

※新しく設立した団体は、直近の収支決算書の代わりに、団体または団体構成員の市民活動実績に関する資料を添付することができます。詳細については、事前にご相談ください。

6 選考方法

提案事業の選考は、次の評価項目の観点から書類審査及び事業担当課へのプレゼンテーションを実施し、市が審査します。

評価項目	評価の着眼点
公共性 公共的価値 問題意識	<ul style="list-style-type: none">・多くの市民等に波及、貢献する公共的事業であるか・地域の課題を的確に把握しているか
的確性 企画の確実性 専門性	<ul style="list-style-type: none">・提案募集テーマに対して的確な事業であるか・事業の企画が適切で精度の高いものであるか・団体の能力や専門性が活かされる事業であるか
実行性 計画の実行性 遂行能力	<ul style="list-style-type: none">・団体の活動経験、事業実施体制、スケジュール等は妥当であるか・団体の事業を遂行する能力は妥当であるか
費用対効果 妥当性 効率性	<ul style="list-style-type: none">・業務内訳書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか・課題に対する費用対効果は妥当であるか

7 提案募集

令和2年4月1日（水）～5月29日（金）午後5時まで ※必着

8 応募方法

直接持参または郵送

9 提出先

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1
田原市役所企画部企画課 宛

10 募集から事業完了までのスケジュール

- (1) 募集期間 {4月1日（水）～5月29日（金）}
- (2) 事業担当課へのプレゼンテーション審査（8月中旬）
※委託候補団体決定
- (3) 担当課と委託候補団体の協議（8月下旬）
- (4) 契約の締結（8月下旬）
- (5) 事業実施（契約日～翌2月末）
- (6) 実績報告書の提出

(7) 委託料の支払い

1 1 その他

- (1) 契約時の仕様書に記載した内容を達成できないときは、支払額の全額または一部を返還していただきます。
- (2) 事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、市と受託団体との協議により企画案の一部を修正していただく場合があります。
- (3) 提案内容、団体の名称及び連絡先などについては、広報紙や市ホームページ等で公開することがありますので、あらかじめご了承ください。

1 2 問合せ先

田原市役所企画部企画課協働係

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

電話：0531-23-3507 FAX：0531-23-0669

Eメール：kyoudou@city.tahara.aichi.jp

第13回男女共同参画フェスティバルについて（中止）

下記のとおり開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、中止することとします。

フェスティバルの概要

○目的

田原市男女共同参画推進プランの目標「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現を目指すための啓発イベント。

市民活動団体が活動の発表や、団体同士・団体と一般市民同士が交流したりすることによって、自分らしく活動する人と人とのネットワークを広げる。

また、男女共同参画をテーマにした演劇の公演や学習パネルを展示し、来場者への意識啓発を図る。

○主催 田原市男女共同参画推進懇話会

○日時 令和2年8月23日（日）10:00～15:00（エコフェス・国際交流フェスと同日開催）

○場所 田原文化会館

○内容 市民劇団演劇公演、市民活動団体の出展等

2 フェスティバルの運営手法等確認事項（※予算成立前のため、現時点での予定）

(1) 運営体制について

○懇話会にフェスティバル運営部会を設置する。

①懇話会委員の中から部会メンバーを選定し、部会長、副部会長を選出する。

②企画、準備を運営部会で行い、当日運営は懇話会委員全員で行う。

③フェスティバル開催までに3回程度の運営部会を開催する。

※部会メンバーの選定：令和2年度の第1回目の懇話会にて決定とする。

(2) 演劇内容の決定等

○懇話会から演劇内容を要望し脚本に取り入れてもらう。

○劇団の脚本家に脚本を依頼する。

○演劇公演は(午前・午後)の1回公演とする。

○劇団員の募集を行う。(広報・小中高校・外国人)

(3) 懇話会出展内容の検討

○フェスティバル運営部会を中心に準備

(4) 内容の改良・工夫

○フェスティバルの開催趣旨である『男女共同参画社会の推進』のための内容が十分に伝わる方法を検討する。

○図書館と連携し、フェスティバル開催日に合わせて男女共同参画関連の本のPRをしてもらう。

○若年層に対して男女共同参画の啓発を行う。

○活動発表のブース位置の決め方を検討する。

○液晶ディスプレイを利用し、画像等で啓発をする。

○エコフェス・国際交流フェス・男女フェスが連携してSDGsを推進するポスターを作成する。

○フェスティバルのテーマを早めに決めて、懇話会の出展内容と沿うものにする。

<参考>これまでのフェスティバル (会場：田原文化会館)

第12回	◆令和元年8月25日(日)10:00~15:30 市民劇団だもんdeによる演劇公演 「ジェンダーバイアスを越えて ~気づいてますか、日常でのすりこみ~」 市民活動団体による出展(ブース・パネル展示)
第11回	◆平成30年8月26日(日)10:00~15:30 市民劇団だもんdeによる演劇公演「波のプリズム~華と雪~」 山内房子ミニコンサート 市民活動団体による出展(ブース・パネル展示)
第10回	◆平成29年8月27日(日)10:00~16:00 映画「この世界の片隅に」上映 ※オープニングにて団体紹介 市民活動団体によるステージ発表 市民活動団体による出展(ブース・パネル展示、ワークショップ等)
第9回	◆平成28年8月28日(日)10:00~15:00 映画「奇跡のリング」上映 ※オープニングにて団体紹介 市民活動団体の活動発表 市民活動団体による出展(パネル展示、ワークショップ、フリーマーケット等)
第8回	◆平成27年8月24日(日)10:00~16:00 映画「ぼくたちの家族」上映 ※オープニングにて団体紹介 市民活動団体の活動発表 市民活動団体による出展(パネル展示、ワークショップ等)
第7回	◆平成26年8月24日(日)10:00~16:00 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等) 映画「そして父になる」上映
第6回	◆平成25年8月25日(日)10:00~16:00 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等) 映画「幸福な食卓」上映&監督トークショー 映画監督 小松隆志さん× 映画評論家 高野史枝さん
第5回	◆平成24年8月26日(日)10:00~16:00 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等) 映画「60歳のラブレター」上映
第4回	◆平成23年8月28日(日)10:00~16:00 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等) 映画「フラワーズ」上映
第3回	◆平成22年9月11日(日)10:00~15:30 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等) 同時開催 あいち国際女性映画祭「プリンセス・マヤ」上映 映画監督 テレサ・ファビク氏 講演
第2回	◆第2回：平成21年9月5日(土)10:00~16:00 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等) 同時開催 あいち国際女性映画祭「飛べ、ペンギン」上映 プロデューサー ナム・ギュソン氏講演
第1回	◆平成20年9月6日(土)10:00~16:00 (午前)市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等) 同時開催 あいち国際女性映画祭「ティラミス」上映 映画監督 パウラ・ヴァンデルウスト氏講演

田原市男女共同参画推進懇話会規約

(名称)

第1条 本会は、田原市男女共同参画推進懇話会と称する。

(目的)

第2条 本会は、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、本市における男女共同参画を推進する協働の場を設け、全体又は個別に推進策に取り組むことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業に取り組むこととする。

- (1) 田原市男女共同参画推進プランに掲げる市の取組の進行状況を確認すること。
- (2) 市全体及び各分野における取組を市民協働で推進すること。

(委員)

第4条 本会は、委員25人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名するものとし、第1号から第3号までに規定する委員は関係団体の推薦に基づき、第4号から第6号までに規定する委員は本会の目的に基づき判断するものとする。

- (1) 地域団体、福祉・医療団体その他市民活動団体の関係者
 - (2) 産業関係団体の関係者
 - (3) 各種委員会、市議会及び市の関係組織の関係者
 - (4) 市の職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) その他男女共同参画推進に関わる個人又は団体の関係者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、年度の途中で指名された委員の任期は、就任の日から翌年度の末日までとする。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員の再任は、妨げないものとする。

(オブザーバー)

第5条 本会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、学識経験者の中から市長が指名する。

(役員)

第6条 本会は、委員の互選により次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 本会の会議は、年2回以上開催し、次に掲げる事項を議題とする。

- (1) 第3条に規定する事業に関すること。
- (2) 第5条に規定する役員の選任及び本規約の改正に関すること。
- (3) その他会長が必要と認めること。

(部会)

第8条 本会は、市全体の男女共同参画推進事業等の企画運営機能として部会を設けることができる。

- 2 部会の設置、活動内容等は、前条の会議において決定する。
- 3 部会の構成員は、本会の委員から会長が選任する。
- 4 前項の規定にかかわらず、公募により、市民等を部会の構成員とすることができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、田原市企画部企画課が担当する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成23年6月17日から施行する。

附則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

田原市男女共同参画推進懇話会の概要

1. 活動の方向性

懇話会は、田原市男女共同参画推進プランに掲げる目標の実現を図るための組織です。

「田原市男女共同参画推進プラン」

(平成18年度策定・平成24年度一部修正・平成28年度一部修正/計画期間:平成29年度~平成38年度)

- ・ **みんなが自分らしく輝けるまち・たはら**を将来都市像としている。
- ・ 5つの分野(推進目標)に分けて、**市の取組内容を具体的に掲げる**とともに、**市民・市民活動団体・事業者の取組のあり方を示し**、指標等を設定している。

2. 懇話会のあり方(懇話会規約参照)

(1) 設置目的

本会は、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、本市における男女共同参画を推進する協働の場を設け、全体又は個別に推進策に取り組むことを目的とする。

(2) 委 員

- 構成 … 市民、各種団体(地域・福祉・防災・教育・農商工等)の関係者、学識経験者、市の機関の職員等、合計25名以内で構成する。
※各分野での男女共同参画を進めることを目的としているため、委員数は多くなる。
- 任期 … 2か年度(平成31年4月1日~令和2年3月31日)
- 選任 … 地域団体、福祉・医療団体、市民活動団体、産業関係団体、各種委員会、市議会及び市の関係組織の関係者は、関係団体からの推薦に基づき、市の職員、学識経験者、公募者は市長が指名する。

(3) 活動内容

- ① 推進プランに掲げる市の取組の進行状況を確認する。
- ② 市全体及び各分野における取組を市民協働で推進する。
※ 懇話会として実施する市全体に関わる調査研究・啓発事業等と、各委員の所属団体(分野)の取組の促進を想定する。

例) 市全体の活動 ⇒ 男女共同参画フェスティバル開催、課題研究、情報交換 等々
各分野の取組 ⇒ 個別分野の取組の推進・相互協力・支援、市の取組への対応 等々

(4) 運 営

- 懇話会 … 年3回程度開催する。
- 部 会 … 活動内容②に掲げる取組を行うため部会を設けることができる。
- 事務局 … 事務局運営等の庶務は市(企画課)が行う。

FAX 0531-23-0669 田原市企画課 行

第38回田原市男女共同参画推進懇話会書面開催
【 連絡票 】

7月22日(水)までに、上記 FAX または E-mail 宛てに送信ください。

所属団体名		氏名	
<p>○会議資料にご不明な点、ご意見等ありましたらご記入ください。</p>			